平成２６年（フ）第６８５号
堺市中区土塔町3009番地、前住所堺市中区深井中町589番地
債務者　小郷ゆり子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８９６号
大阪府富田林市甲田６丁目７番６号
債務者　濵野　　進
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１２号
大阪府富田林市楠風台１丁目20番２号
債務者　錦織　祥夫
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１９号
堺市東区日置荘北町２丁２番22号
債務者　中山　芳松
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３１号
大阪府藤井寺市古室１丁目９番９号、前住所大阪府藤井寺市沢田２丁目13番26号
債務者　片岡　里美
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３５号
大阪府柏原市田辺１丁目６番７号
債務者　畑　　文枝
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
奈良県香芝市旭ケ丘３丁目４番地23　メゾン旭ヶ丘１番館201号、前住所大阪市東淀川区菅原３丁目17番２号　みつもとハイム202号
債務者　坂口　　誠（旧姓梶山・吉田）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
奈良県御所市大字本馬170番地
債務者　吉田　徹也
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２９８号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤633番地　グルーヴＢ202
債務者　馬場たまき
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
佐賀市田代２丁目８番９号
債務者　インテリア健こと　北村　健一
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
佐賀市鍋島町大字八戸溝166番地７　鍋島三省堂第２コーポＣ―２
債務者　草野　勝美
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
愛知県豊川市大崎町下金居場107番地の１
債務者　稲田　菜月
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９７５号
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目16番２号　メゾン北村101号
債務者　関口　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９９１号
大阪市東住吉区湯里１丁目１番21号　クリーンライフ松映303号、前住所大阪市平野区長吉長原４丁目６番19号
債務者　弓削　桂子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６５号
東京都国分寺市本多２丁目16番19号山崎コーポ301
債務者　大川喜善こと　申　　喜善
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３８８号
川崎市多摩区登戸新町235番地２　清和コーポ201、前住所川崎市多摩区宿河原２丁目22番33号　千歳荘２―中
債務者　茅場　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係